

○八〇二・一一	アーモンド 穀付きのもの 二 スイートアーモンド 穀を除いたもの	無税
○八〇二・一二	二 スイートアーモンド ヘーゼルナット(コリユルス属のもの) 穀付きのもの 穀を除いたもの	無税
○八〇二・二二	二 マカダミアナット 三 ペカン	二・五% 無税
○八〇二・三三	その他のもの	無税
○八〇二・九〇	いちじく	三%
○八〇四・二〇	アボカド	無税
○八〇四・四〇	ぶどう(生鮮のもの及び乾燥したものに限り)	無税
○八・〇六	乾燥したもの	無税
○八〇六・二〇	パイヤ及びメロン(すいかを含む。)(生鮮のものに限る。)	無税
○八・〇七	パイヤ	無税
○八〇七・二〇	その他の果実(生鮮のものに限る。)	無税
○八・一〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー	三%

○八・一〇	その他の果実(生鮮のものに限る。)	無税
-------	-------------------	----

○八〇二・二二	ヘーゼルナット(コリユルス属のもの) 穀付きのもの 穀を除いたもの	無税
○八〇二・三三	その他のもの	無税
○八〇二・九〇	二 マカダミアナット	三%
○八〇四・二〇	いちじくのうち 乾燥したもの	五%
○八〇四・四〇	アボカドのうち 乾燥したもの	無税

○八・一〇	その他の果実(生鮮のものに限る。)	無税
-------	-------------------	----

〇八一〇・三〇	ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー		
〇八一〇・四〇	クランベリー、ビルベリーその他のバキニウム属の果実		
〇八一〇・六〇	(省 略)		
〇八一〇・九〇	(省 略)		
〇八一・二〇	冷凍果実及び冷凍ナット(調理していないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)		
〇八一・九〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー		
	一 砂糖を加えたもの	四・八%	
	二 その他のもの	三%	
	その他のもの		
	一 砂糖を加えたもの		
	(一) ベリー	四・八%	
	(二) サワーチェリー	六・九%	
	(三) その他のものうち		
	パイヤ、ポポー、アボカド		
	グアバ、ドリアン、ピリンビ		
	チャンペダ、ナンカ、パンの		
	実、ランブータン、ジャンボ、		
	レンブ、サボテ、チェリモア、		

〇八一〇・六〇	同上		
〇八一〇・九〇	同上		
〇八一・二〇	冷凍果実及び冷凍ナット(調理していないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)		
〇八一・九〇	その他のもの		

〇八二・九〇

二	その他のもの 及びレイシ	六%
(二)	パイヤ、ポポー、アボカドー、 グアバ、ドリアン、ビリンビ、 ヤンベダ、ナンカ、パンの実、 ランブータン、ジャンボ、レンブ、 サポテ、チェリモア、サントル、 シュガーアップル、マンゴー、 スターアップル、パッションフル ーツ、ランソム、マンゴスチン、 サワーサップ及びレイシ	三・六%
(三)	桃、なし及びベリーのうち ベリー	三%
(四)	その他のものうち カムカム	二%
	その他のもの	
四	その他のもの	
(三)	その他のものうち パイヤ、ポポー、アボカドー 、グアバ、ドリアン、ビリンビ 、チャンベダ、ナンカ、パンの 実、ランブータン、ジャンボ、	

〇八二・九〇

二	その他のもの	
(二)	パイヤ、ポポー、アボカドー、 グアバ、ドリアン、ビリンビ、 ヤンベダ、ナンカ、パンの実、 ランブータン、ジャンボ、レンブ、 サポテ、チェリモア、サントル、 シュガーアップル、マンゴー、 スターアップル、パッションフル ーツ、ランソム、マンゴスチン、 サワーサップ及びレイシ	三・六%
(四)	その他のものうち カムカム	三・六%
	その他のもの	
四	その他のもの	
(三)	その他のものうち パイヤ、ポポー、アボカドー 、グアバ、ドリアン、ビリンビ 、チャンベダ、ナンカ、パンの 実、ランブータン、ジャンボ、	

<p>レンブ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ</p>	<p>〇八・一三</p>	<p>乾燥果実(第〇八・〇一項から第〇八・〇六項までのものを除く。)及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの</p>	<p>六%</p>
<p>ブルー</p>	<p>〇八一三・二〇</p>	<p>ブルー</p>	<p>無税</p>
<p>その他の果実</p>	<p>〇八一三・四〇</p>	<p>その他の果実</p>	<p>四・五%</p>
<p>一 ベリー</p>		<p>一 ベリー</p>	
<p>二 その他のものうち パパイア、ポポー、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ サントル</p>		<p>二 その他のものうち パパイア、ポポー、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ サントル</p>	<p>三・八% 四・五%</p>
<p>この類のナット又は乾燥果実を混合したものの 一 ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の五〇%を超えるもの (くり、くるみ、ピスタチオナット)</p>	<p>〇八一三・五〇</p>	<p>この類のナット又は乾燥果実を混合したものの 一 ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の五〇%を超えるもの (くり、くるみ、ピスタチオナット)</p>	<p>四・五%</p>

<p>レンブ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ</p>	<p>〇八・一三</p>	<p>乾燥果実(第〇八・〇一項から第〇八・〇六項までのものを除く。)及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの</p>	<p>一〇%</p>
<p>その他の果実</p>	<p>〇八一三・四〇</p>	<p>その他の果実</p>	<p>七・五%</p>
<p>二 その他のものうち</p>		<p>二 その他のものうち</p>	
<p>サントル</p>		<p>サントル</p>	

一〇・〇七	グレインソルガム	四五〇銭		
一〇〇七・〇〇	二 その他のものうち 関税率法第一三条第一項の適用を 受けないもの	無税		
一〇・〇八	そば、ミレット及びカナリーシード並びにそ の他の穀物	無税		
一〇〇八・九〇	その他の穀物			
	二 その他のもの			
	(二) その他のもの			
一一・〇二	穀粉(小麦粉及びメスリン粉を除く。)			
一一〇二・一〇	ライ麦粉	七・五%		
一一〇三・一九	その他の穀物のもの		一一〇三・一九	その他の穀物
	三 オートのもの	六%		三 オートのもの
	五 その他のもの	八・五%		
一一〇三・二〇	ペレット		一一〇三・二〇	ペレット
	二 オートのもの	六%		二 オートのもの
	六 その他のもの	八・五%		
一一〇四・二二	オートのもの	六%	一一〇四・二二	オートのもの
一一〇四・一九	その他の穀物のもの	八・五%		
	四 その他のもの			
一一〇四・二二	オートのもの	六%	一一〇四・二二	オートのもの
一一〇四・一九	その他の穀物のもの	八・五%		
一一〇四・二二	オートのもの	六%	一一〇四・二二	オートのもの

二二・〇八	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）	
二二〇八・一〇	大豆のもの	無税
二二〇八・九〇	その他のもの	無税
二二・一一	海藻その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュプス変種サティウム）の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	
二二二二・二〇	海藻その他の藻類	
	一 食用のもの（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限る。）	
	二 その他のものうち	
	（一） ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のものうち	八%
	（二） その他のもの	
	（三） その他のものうち	
	ひじき（ヒジキア・フスイフオ ルミス）	
二二二二・三〇	あんず、桃（ネクタリンを含む。）又はプ	無税

二二・一一	海藻その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュプス変種サティウム）の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	
二二二二・二〇	海藻その他の藻類	
	一 食用のもの（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限る。）	
	二 その他のものうち	
	（一） ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のものうち	八%
	（二） その他のもの	
	（三） その他のものうち	
	ひじき（ヒジキア・フスイフオ ルミス）	
	ふのり属のもの	無税

一四〇一・一〇〇 一四〇一・九〇〇	(省略) その他のもの 二 その他のもの (一) くずのつる (二) その他のもの	無税 無税
一四〇四・九〇〇	その他のもの 二 たぶの木又はへちまのもの 三 水ごけ 四 その他のもの かしの葉及びさるとりいばらの葉 その他のもの	無税 無税 無税 無税
一二二二・九九	ラムの核及び仁 その他のもの その他のもの 二 チコリーの根 四 その他のもの	無税 無税 四・五% 無税
一五・二三	やし(コブラ)油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物(化学的な変性加工をしない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。) やし(コブラ)油及びその分別物 粗油 その他のもの	無税 無税 無税

一四〇一・一〇〇	同上	無税
一四〇四・九〇〇	その他のもの 二 たぶの木又はへちまのもの 四 その他のもののうち かしの葉及びさるとりいばらの葉	無税 無税 無税

一四〇一・一〇〇	同上	無税
一四〇四・九〇〇	その他のもの 二 たぶの木又はへちまのもの 四 その他のもののうち かしの葉及びさるとりいばらの葉	無税 無税 無税

一六〇二・二〇	動物の肝臓のもの 二 その他のもののうち 気密容器入りのもの	
一六〇二・三一	第〇一・〇五項の家きんのもの 七面鳥のもの 二 その他のもの (二) その他のもの	
一六〇二・九〇	その他のもの(動物の血の調製品を含む)。 一 二 その他のもの (二) その他のもの	
一六〇三・〇〇	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース 一 肉のエキス及びジュース 二 (省略)	
一七・〇二	その他の糖類(化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。)、糖水(香料又は着色料を加えてないものに限る。)、人造はちみつ(天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。)、及びカラメル 乳糖及び乳糖水 無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九%以上のもの	

四・三%		三%	三%	三%	六%
------	--	----	----	----	----

一七・〇二	その他の糖類(化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。)、糖水(香料又は着色料を加えてないものに限る。)、人造はちみつ(天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。)、及びカラメル	
一六〇三・〇〇	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース 一 肉のエキス及びジュース 二 同上	

六・四%	
------	--